

令和3年（行ウ）第1号 処分取消等請求事件

相手方直送済

原告 神貢一、槌谷和幸

被告 寿都町

### 原 告 ら 準 備 書 面 (3)

2022年1月18日

函館地方裁判所民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 谷 次 郎

本準備書面では、これまでの原告らの主張を補足する意味で、本件で問題となっている議会全員協議会の位置づけについて、2008（平成20）年地方自治法改正の趣旨等を踏まえて若干の主張を行う。

第1 2008（平成20）年地方自治法改正の趣旨等を踏まえた全員協議会の位置づけについて

1（1）従前、「全員協議会」はインフォーマルな存在であったところ、2008（平成20）年の地方自治法改正（100条に第12項を追加）によって、正規の会議として位置付けられた。

それに関連して、注目すべきものとして、①衆議院総務委員会の決議「地方議会の活動の充実・強化とさらなる改革に関する件」と、②改正法に関する総務省行政課長通知がある。

（2）①の委員会決議は、「近年、地方分権が進展しつつある中にあって、地方議

会の果たす役割は益々増大しており、その活動の充実・強化と公開性・透明性の一層の向上が重要な課題となっている。」ことなどを確認するもので、2008（平成20）年6月10日に委員全員の賛成で成立している。

(3) ②は、「改正法に基づく協議又は調整を行うための場における議会活動については、説明責任の徹底及び透明性の向上を図ることも重要である」という指摘をしている。

(4) これらについては、田口一博氏（現・新潟県立大学准教授）の論文「2008年地方自治法改正をめぐって（上）100条12項・議会活動の範囲の明確化と会議規則について」に資料として収録されているので、書証として同論文を提出する（甲34。①は資料4、②は資料6）。

2 あと、地方議会議員がしばしば参考するものと考えられる『議員必携』という書籍がある（全国町村議会議長会編）が、同書籍の「全員協議会」には、以下のような記述がある（甲35）。

「法定の会議であるからには、会議の概要、出席議員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成する必要がある。協議や調整の経過について住民が知りうるような配慮が必要である。」

「議員にとっては、行政内容あるいは提出議案について、理解を深める機会にもなっているが、本会議や委員会と同様の実質審議となることがないよう、節度をもって運用すべきである」

3 これらの資料から読み取ることは、2008（平成20）年地方自治法改正に基づいて正規の会議となった全員協議会においては、説明責任や透明性が夙に求められるのであり、また、実質的な審議は本会議や委員会で行うべきであり、全員協議会が実質的な審議の場になることは好ましくないということである。

これらのこととも踏まえると、原告らが開示を求めた全員協議会の議事内容は基本的には公開すべきものと考えるのが条理に適うものであり、そのことから考えても、原告らの請求は認容されなければならない。

## 第2 原告らの今後の主張立証予定

原告らとしては、本書面をもって当審における主張立証は基本的には終了するが、書面準備手続きで申し上げた、横浜地方裁判所における類似訴訟（湯河原町議会情報公開訴訟）の判決（本年2月2日言渡予定）について、判決文が入手できた場合にその点に関連する補足の主張を行う可能性がある（追加書面を提出する場合は本年2月4日までに行う）。

以上